

八尾市告示第77号

八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第1区域）、八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第2区域）、八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第3区域）及び八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第4区域）について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和6年2月28日

八尾市長 山本桂右

記

1 入札に付すべき事項

(1) 件名

ア 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第1区域）（以下「第1区域」という。）

イ 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第2区域）（以下「第2区域」という。）

ウ 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第3区域）（以下「第3区域」という。）

エ 八尾市可燃ごみ等収集運搬業務（第4区域）（以下「第4区域」という。）

(2) 業務内容 共通仕様書及び特記仕様書に定めるとおり。

(3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 予定価格

第1区域 194,200,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

第2区域 194,200,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

第3区域 130,786,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

第4区域 130,786,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

2 入札に参加する者に必要な資格

以下の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たす者であること。

(1) 単体法人又は個人事業者の場合

- ア 令和5年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が大分類「廃棄物処理」、小分類「一般廃棄物収集運搬・処理」で登録されていること。
- イ 本市において、事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業の許可を受けていること。
- ウ 平成30年度以降に、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）若しくは地方公共団体と本件入札に係る業務に類似する業務又は本市において塵芥車を用いた事業系一般廃棄物の収集及び運搬に係る業務の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績を有していること。
- エ 本件業務を自ら行う者であること。
- オ 契約締結日から本市が指定する日までに、本件業務に必要な事務所、車両及び駐車場所を確保できること。
- カ 契約締結日から本市が指定する日までに、本件業務に必要な従業員を雇用し、又は雇用できること。
- キ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。
- ク 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。
- ケ 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。
- (2) 共同企業体協定を構成員間で締結することによって設立された共同企業体（以下「共同企業体」という。）の場合
- ア 共同企業体の構成員の全てが2(1)アからケまでの要件を満たすこと。

イ 共同企業体を構成する者は、第1区域及び第2区域の入札に参加する場合については3者以内で構成しており、第3区域及び第4区域の入札に参加する場合については2者で構成していること。

ウ 代表者は、出資比率が最大の者とすること。

エ 令和6年3月7日までに共同企業体協定を締結していること。

3 条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードすること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

4 入札参加資格審査申請手続

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、共同企業体で本件入札に参加する場合は、その構成員全てについて、申請書類のうちイ、ウ及びエを提出すること。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 本市の事業系一般廃棄物（可燃ごみ）収集運搬業許可証の写し

ウ 法人にあっては登記事項証明書（履歴事項証明書）、個人にあっては申請者の住民票の写し

エ 実績調書及びこれを証明する契約書、発注書等の写し

オ 共同企業体にあっては、共同企業体協定書

(2) 複数の業務に係る入札に参加を希望する者は、各入札に係る条件付一般競争入札参加資格審査申請書を提出し、それぞれ入札参加資格の審査を受けなければならない。この場合において、申請書類のうち4(1)イからエまでの書類については、書類が重複するため1部のみの提出で足りる。

(3) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

(4) 申請書類を郵送により提出する場合は、次の方法によること。

ア 申請書類は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法により、郵送すること。

イ 申請書類は、受付期間内に到達するように郵送すること。ただし、受付期間の開始日から令和6年3月7日までの郵便局の受領日付が封筒に表示されたものは、受付期間内に到達したものとする。

ウ 申請書類を郵送した後に、発送した旨の電話連絡を行うこと。

電話連絡先 八尾市環境部環境事業課

電話 072-991-6254（直通）

5 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 令和6年2月28日から同年3月7日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所 八尾市高美町五丁目2番2号

八尾市清掃庁舎内1階

八尾市環境部環境事業課

6 入札参加資格審査の結果通知

申請書類により入札参加資格を審査し、その結果については、令和6年3月12日に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格を認められなかつた者に対しては、理由を付して通知する。

7 入札関係資料の配付

入札書等の入札関係資料は、入札参加資格を認められた者に対して、令和6年3月12日に電子メールにより配付する。

8 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、入札参加資格を認められた者が電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 令和6年3月12日から同月14日正午まで

イ 問合せ先 八尾市環境部環境事業課

電子メールアドレス kankyoujigyouka@city.yao.osaka.jp

電話 072-991-6254（直通）

(2) 受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して、令和6年3月19日午後4時までに電子メールにより通知する。

9 入札に参加することができない者

- (1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、廃棄物処理法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する者及び入札参加停止措置、営業停止処分又は入札等排除措置を受けている者
- (2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けていないもの
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けていないもの

10 契約条項を示す場所

八尾市高美町五丁目2番2号

八尾市清掃庁舎内1階

八尾市環境部環境事業課

11 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

12 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

件 名	日 時
第1区域	令和6年3月27日（水）午後2時00分
第2区域	同日午後2時45分

第3区域	同日午後3時30分
第4区域	同日午後4時15分

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号
八尾市役所本館4階 入札室

13 入札の中止等

- (1) 入札に参加する者の数が2に満たない場合は、入札を中止する。
- (2) その他入札の中止等については、建設工事等競争入札心得第5条に定めるところによる。

14 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。
 - ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。
 - イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であること。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。
- (3) 第1区域を1番目、第2区域を2番目、第3区域を3番目、第4区域を4番目として落札候補者を決定するものとし、先の2案件で落札者（共同企業体が落札者である場合には、各構成員についても落札者とみなす。）となった者（当該落札者を構成員とする共同企業体を含む。）は、以降の入札に参加することができない。

15 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

16 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当する場合、入札参加停止措置、営

業停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額（1年当たりの契約金額に換算した金額）（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

17 その他の事項

(1) 申請書類の受付をしないもの

- ア 申請書類に不備のある場合（仮受付もしない。）
- イ 提出期限を経過した場合

(2) その他の注意事項

- ア 受け付けた書類は、理由のいかんにかかわらず、一切返却しない。
- イ 入札要領及び建設工事等競争入札心得を理解の上、入札に参加すること。
- ウ 入札の参加人数は、1事業者1人とする。

18 問合せ先

八尾市高美町五丁目2番2号

八尾市清掃庁舎内1階

八尾市環境部環境事業課

電話 072-991-6254（直通） FAX 072-999-4625